



福祉保険制度が変わります！

組合員の皆様からのご要望を受け、この度、福祉保険制度の退職後の保障期間等を拡充しました。

つきましては、特例として、今年度に限り7月に終了した募集の申込締切日を9月まで延長しました。この機会を是非ご活用ください！

変更点 1

継続加入の可能期間

令和2年3月31日以降に退職される方については、
最長**保険年齢84歳**まで継続加入が可能となります。

変更点 2

50歳未満で退職等された方の継続

50歳未満で出向された場合または退職された場合も
継続加入が可能となります。

※ 制度内容の詳細は、裏面をご覧ください。

令和元年度「福祉保険制度」募集の**申込締切日**を**延長**します！

<対象となる方>

福祉保険制度に加入されていない方

※ 既に入っている方の変更手続きはできません。

<お申込方法>

「加入申込書取寄せ等専用ダイヤル」にご連絡ください。加入申込書をお送りします。同封の返信用封筒で申込締切日までにお申込みください。

<延長後の申込締切日>

令和元年9月30日（必着）



照会先

「加入申込書」取寄せ等専用ダイヤル 公立学校共済組合「福祉保険制度担当」

フリーダイヤル：0120-778-599

月曜日～金曜日（祝日を除く）10：00～16：00

その他のお問合せ（不足部数の連絡等）公立学校共済組合本部厚生部福利課

TEL：03-5259-5805

月曜日～金曜日（祝日を除く）10：00～12：00、13：00～17：00

令和元年9月



公立学校共済組合

制度拡充に伴う変更点

福祉保険制度の継続加入可能期間		
区分	現行（変更前）	令和2年3月31日以降の退職（変更後）
定年退職者 （常勤再任用満了の方を含む）	定年退職日直後の 10月31日まで	保険年齢84歳 まで更新可能 <small>【注】「制度種別」によって 異なります。</small>
早期退職者 （退職日の属する年度末に 50歳以上60歳未満の方）	みなし定年退職日直後の 10月31日まで	
上記以外の方	退職日の属する月の 末日まで	

制度別の加入可能期間

制度種別	継続加入可能期間
1 ファミリー年金	保険年齢84歳まで更新手続き可能（本人・配偶者共通）
2 傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付であるため、退職日の属する月の末日で脱退となる。）
3 入院費用給付金 （女性疾病給付金を含む）	保険年齢75歳まで更新手続き可能（本人・配偶者共通） 保険年齢22歳まで更新手続き可能（子ども）
4 特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新手続き可能（本人・配偶者共通）
5 元気づくりサービス コース	保険年齢84歳まで更新手続き可能

- 注1 退職後継続の取扱いは、退職（組合員資格喪失）前に福祉保険制度に加入した方が対象です。
 注2 保険契約の内容は退職（組合員資格喪失）時点のものとなり、追加・増額変更はできません。
 注3 配偶者及び子どもは、加入者本人が退職後も継続する制度に限り継続可能です。

制度内容のご案内

保障内容・保険料や告知事項等については、公立学校共済組合のホームページ
<https://www.kouritu.or.jp>にパンフレットを掲載しておりますのでご覧ください。

パンフレットはこちら

公立共済HPトップページ ➡ 福祉保険制度専用HPバナー ➡ 「福祉保険制度」HP

➡ デジタルパンフレット

閲覧時に入力してください。（半角英数小文字）

ユーザー名 パスワード



福祉保険制度
HPはこちら



公立学校共済組合本部

TEL (03) 5259-5805
 担当：厚生部福利課福利班

公立学校共済組合

検索

